

ていますし、その教育上ですね、そういった水泳授業にできるだけ影響のないような方法で工程を組んでいただければなんて、今お伺いして思ったところです。

では、もう一つの施設整備についての質問です。

ページ177の10款教育費、5項保健体育、2目体育施設費、005その他体育施設管理運営事業749万8,000円の中に、工事請負費112万3,000円があります。非常に目立たなく記載されているんですが、予算の内示資料から判断するに、この112万3,000円は、武道館弓道場のフェンス更新工事だと思います。長井市公共施設等総合管理・整備計画では、今後の管理に関する基本的な方針の中で、築50年以上経過し、老朽化が進み、耐震性が確保されていない武道館、西根体育館、平野体育館については、利用形態を考慮し、他施設の共用や廃止を検討しますと示されています。そこで、この武道館、弓道場のフェンス更新工事ですが、今々急いで改修や更新をしなければならない緊急性や必要性があるのかを健康スポーツ課長にお伺いします。

○金子豊美委員長 菊地千賀健康スポーツ課長。

○菊地千賀健康スポーツ課長 来年度予定しておりますこの工事は、現在の弓道場フェンスの老朽化が進んでおり、倒壊のおそれがあり大変危険であるということから、工事を行うものでございます。

委員ご指摘のとおり、武道館につきましては、公共施設等総合管理・整備計画では他施設との共用や廃止を検討しており、今回の工事につきましても、施設の長寿命化を行うような工事ではなく、応急的な工事となります。弓道場外周全てのフェンス更新ではなくて、武道館への通路に面している東側のフェンスのみの最低限の修繕を予定しております。

○金子豊美委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 分かりました。ありがと

うございました。

以上をもって私の質問は終了といたします。

○金子豊美委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時20分といたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時20分 再開

○金子豊美委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

予算総括質疑を続行いたします。

今泉春江委員の総括質疑

○金子豊美委員長 順位5番、議席番号15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 日本共産党の今泉春江です。私の質問は、大きく2つになります。

最初に、10款教育費、3目学校給食費、004学校給食費負担軽減事業について質問いたします。

学校給食費負担軽減事業、俗に言う無償化5,840万2,000円が盛り込まれました。国と都道府県が2分の1ずつ負担して、市町村に交付されます。全国各地で給食費無償化を求めてきた運動の大きな成果です。私も給食費無償化をずっと求めてまいりました。子育て世帯の家計負担を直接的に軽減するものです。大変よかったですと思います。保護者の所得にかかわらず、一律に支給されます。支援対象は給食を実施している公立小学校。支援の基準額は、完全給食実施校では、2023年度実態調査における月平均額約4,700円に近年の物価動向を加味し、在籍児童1人当たり月5,200円とされています。実施に

当たっては、学校給食法の改正は行わない方針で、自治体に対する予算補助として実施されます。一般質問での竹田議員と重なる部分がありますが、幾つか確認させていただきます。

最初に、毎年5月1日現在の児童数を算定し、都道府県が申請することになっています。基準日以降の転校、転入などの場合は、どのようにされるのでしょうか。給食共同調理場長、お願いいたします。

○金子豊美委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 ご質問にありました在籍児童数の考え方につきましては、国の事業説明会において示されております。5月1日現在の在籍児童数にて算定することとされており、今泉委員のおっしゃるとおりでございます。

基準日以降の転入、転出による児童数の増減におきましては、国及び県の支出額の変更はないとされております。また、本事業を実施する自治体におきまして、転入児童と在籍児童間の取扱いに差が生じないよう配慮してほしい旨の説明がありましたので、個別に徴収するなどの対応は想定しておりません。

○金子豊美委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 確認させていただきます。

次に、給食を食べない、喫食していない児童や、アレルギーなどで牛乳、一部おかずなどを除去している児童も1人分として計算されますが、非喫食者への扱いは学校設置者の判断に委ねるとなっておりますが、本市は喫食しない児童、食べない児童への支援は、どのように考えていますか。もし金銭給付の場合は事業化していただく方向とされていますが、どのようにお考えかお聞きいたします。給食共同調理場長、お願いいたします。

○金子豊美委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 竹田陽一議員からの一般質問においてもお答えしておりますが、

当市としましては、食物アレルギーによる給食を食べることができない児童、現状では弁当を持参している児童を想定しておりますが、そちらの児童に対して、国の基準額相当を給付することで検討を進めております。なお、給付する場合の制度設計につきましては、国及び県、その他自治体の事例を参考にしながら進めてまいります。

不登校児童に対しましては、いつでも安心して学校生活を送れるよう環境整備を進めていることと、登校できたときに喫食できるように対応していることから、給付のほうは想定しておりません。

○金子豊美委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 確認させていただきます。

牛乳だけ飲まないとか、アレルギーで、一部おかずを食べないとか、そういう一部だけ除去しているというか、そういう方なんかの対応は今後どういうふうにお考えでしょうか。

○金子豊美委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 個別の対応については、今のところ想定はしてございません。

○金子豊美委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 確認します。個別ということは、食べないとか、食べるかということ判断するというか、そういうお考えで、4月から始まりますけども、今の時点で詳しく想定しておかないと、ちょっと混乱が出るのかなと思いますけども、まだお考えはあれでしょうか、決まっていませんでしょうか。

○金子豊美委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 牛乳、主食、副菜などの完全給食以外の場合の喫食をしない児童への対応については、今のところ想定しておりませんので、給付の対象とは考えておりません。

○金子豊美委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 先ほど金銭給付という

ことでお聞きしたところですが、金銭給付をする場合には、各自治体でそれを事業化してくださいみたいなQ&Aがありますけども、そこはどのようにお考えでしょうか。

○金子豊美委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 今の答弁でもお答えさせていただきましたが、制度設計につきましては、国、県からそのような制度設計の要綱が参考として示される予定でありますので、そちらを基に制度設計をする予定でございます。

○金子豊美委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 次の質問に参ります。

生活保護や就学援助の対象となっている児童は、現行の適用を優先となっています。該当する児童を除くとなっています。対象児童の人数はどの程度になりますでしょうか。

○金子豊美委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 生活保護法に基づく教育扶助により学校給食費が支援されている児童などの法律に基づく支援を優先とする対象児童数は、現在のところ4名です。

○金子豊美委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 生活保護の児童が4名ということでしょうか、確認させてください。就学支援のような支援を受けていらっしゃる児童は、その方、その子供さんって、児童も対象外ということになるんですけども、お願いします。

○金子豊美委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 法律に基づく支援の優先をする対象児童が4名でございまして、それ以外の部分についてはこちらの事業対象となる見込みです。

○金子豊美委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 なお、確認しますが、分かりました。なお、後でこちらのQ&A等確認させていただきます。ちょっと人数にそこがあるようなんですけども、次の質問に参り

ます。

このたびの学校給食費、学校給食負担軽減事業について、本市の学校給食運営委員会での受け止めはどうでしたでしょうか。出された意見などをお聞かせください。

○金子豊美委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 学校給食運営委員会の委員の皆様には、3月11日に開催されました会議の席上で、令和8年度の学校給食費の取組についてご説明をさせていただいたところで、委員の皆さんからのご意見等はございまして、おおむねご理解をいただいたところで、

○金子豊美委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 じゃあ、特に意見は出なかったということですね。

何か後で聞きますと、5,200円という金額が国から示されたものですから、長井市は5,400円という給食費があるもので、この200円の不足がおかずや何かに影響するのではないかという意見が出ていたということで、ちょっとあれ、どうか。でも、後の質問にもなりますけども、そこは心配することないとは確認しておりますが、特にその中では、そういうような金額的に5,200円で大丈夫かなという意見は出なかったんですか、そういうふうに。もう一度確認させてください。

○金子豊美委員長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 今泉委員おっしゃるような金額の違いであったり、こちらの事業に対しての意見、質問等は、この運営委員会の中では出ておりません。

○金子豊美委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 確認させていただきました。

次の質問です。基準額を超える部分は引き続き保護者から給食費を徴収することもできるとされていますが、本市のように、独自にさらなる負担軽減を行うことも可能としております。

今後もこの負担軽減を行っていただきますよう求めたいと思いますが、市長にお聞きいたします。

○金子豊美委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 先ほど来、給食共同調理場長からもありましたように、一般質問で竹田陽一議員から同様のご質問などいただいておりますが、改めて基準額を超える公費負担の考え方についてお答えを申し上げます。

このたびの国の学校給食費における抜本的な負担軽減の取組に合わせて市が実施する負担軽減事業は、子育て世帯の経済的負担軽減であると考えております。このまま物価の高騰が続く場合は、国の責任において取り組むべきと考えております。実態にそぐわないような金額ではないかということで、私ども単独の市とかで言っても意味がありませんので、これは市長会で、まずは山形県市長会、東北市長会、全国市長会で、それで総理を含めた方々との六団体の意見交換というのは定期的にございますので、ここでしっかりと申し上げていただくようお願いしたいと思っておりますが、財源確保に向けて、国、県の支援の拡大、継続を要請してまいりたいと考えています。

一方で、現状の学校給食は、学校給食法に定める子供の健全な育成を図るために、栄養バランスの取れた給食の提供が求められています。教育環境の整備は、法律等に基づき、国と自治体、保護者、それぞれの役割において対応すべきというのがこれ基本的な考え方ですから、長井市が目指す学校給食は、まず1点目は、安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい給食であること、2点目が、学校給食を通して食に対する知識や望ましい食習慣を身につけられるような食育、3点目が、地産地消の推進であると考えておりました、このことを踏まえて、その実現に必要な支援は今後も進めてまいりたいと考えております。

○金子豊美委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 市長からお考えをお聞きしたところでした。

実は、1月30日に山形県内の学校給食の早期無償化をめざす山形県民の会というのがあります、吉村知事と県の須貝県教育長に対して、豊かな学校給食推進のための要望、要請書を提出したというニュースが入りました。今回の国の学校給食費負担軽減事業で、県内の7割超の自治体で、基準額5,200円を上回っていると指摘いたしまして、もちろん今の市長の答弁とか場長の答弁にもありましたが、長井市も5,200円以上の給食費ということでありますので、そこを上回っているということを指摘いたしまして、財政格差による影響があると、市町村によっては財政の格差によって影響があると、財政支援として財政支援をしてくださいということ、そして中学校まで早期無償化を目指すよう要請をしたということが報告されました。

県は、新たな財政支援は行わないとの回答も、小学校のですね、それで新たな財政支援は行わないと回答もしつつ、指摘のとおり、基準額が不十分であることを認め、国に対して基準額アップと中学校給食費無償化の早期実現に向けて要望すると答えた、そのように報告されておりました。

今、市長もおっしゃったように、市長会とかそういうところで、さらなる要望をとということをおっしゃっていただいたんだと思います。5,200円って物価高騰もあり、各自治体ではかなり大変なことで、物価高騰もあり大変だと思います。それで、長井市は別に支援ということを出していただいております。

私たち共産党は、給食費無償化を今後中学校へと対象を拡大していくことが必要だと思っております。学校給食は、憲法に教育費はこれを無償とすると書かれているように、教科書と同じように無償化を目指し、取組を進めていきた

いと思っております。全ての子が安心して栄養ある給食を食べられる環境を保障することが大事と考えます。市長も前回の一般質問で、中学校への給食費無償化はどうですかという質問に対して、国でしてほしいということをおっしゃっていました。まず、国の責任で中学校への拡大も求めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に参ります。

補聴器購入費補助金20万円、軟骨伝導集音器購入助成補助金8万円が計上されました。補聴器購入費補助金は、高齢者が待ち望んでいた支援です。私も何度か要望しておりましたので、大変よかったですと思います。こちらの補助金の金額、条件をお聞きいたします。

また、軟骨伝導集音器購入助成補助金も引き続き予算が計上されました。こちらの購入条件も併せてお聞きいたします。長寿介護・地域包括支援センター担当課長、お願いいたします。

○金子豊美委員長 渡部和喜子福祉あんしん課長 寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○渡部和喜子福祉あんしん課長 寿介護・地域包括支援センター担当課長 高齢者補聴器購入費の助成金額は、片耳につき1万円を限度といたします。助成対象となるのは、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の者であり、市民税非課税世帯、または均等割のみ課税世帯に属する者、難聴による身体障害者手帳の交付対象とならない者、補聴器相談医から加齢による難聴のため補聴器の使用が必要と証明されている者、認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する店舗にて補聴器を初めて購入する者、補聴器を購入後、補聴器の調整を半年間継続することに同意した者、これら全ての条件を満たす者でございます。

また、軟骨伝導集音器購入費の助成金額は、助成対象経費の2分の1とし、1万円を限度といたします。助成対象となる条件は、本市に居

住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の者であり、市民税非課税世帯、または均等割のみ課税世帯に属する者、軟骨伝導集音器の使用体験ができる者でございます。

○金子豊美委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 今、課長から答弁いただきました。

補聴器は片耳1万円、そしてほとんどの方が両耳ですので、両耳の場合は2万円の補助も受けられるということでしょうか。お聞きします。

○金子豊美委員長 渡部和喜子福祉あんしん課長 寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○渡部和喜子福祉あんしん課長 寿介護・地域包括支援センター担当課長 ただいまのとおり、片耳上限1万円ですので、両耳の場合は2万円ということになります。

○金子豊美委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 今回新設された補聴器購入費補助金と、今までの軟骨伝導集音器購入助成補助金の両方があります。聞こえの支援という意味では、大変充実されたと思います。せっかくの補助金ですので、支援に向けて周知、広報に努めていただきたいと思います。

今までも聞こえの支援は、講習会、ミニデイなどでも行っていただいていると承知しておりますが、次年度に向けての取組の計画がありましたら、どのようなものかお聞かせください。課長、お願いいたします。

○金子豊美委員長 渡部和喜子福祉あんしん課長 寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○渡部和喜子福祉あんしん課長 寿介護・地域包括支援センター担当課長 聞こえの低下の放置により、コミュニケーションや外出機会が減少し、社会的孤立による鬱状態、認知症を発症するリスクが高まるため、早期に対応することが重要と言われております。

市では、令和8年度から、高齢者の聞こえの低下による社会的フレイルを予防し、認知症発

症リスクの軽減を図ることを目的に、高齢者難聴対策長井市聞こえ生き生き事業を実施する予定です。高齢者の難聴についての普及啓発、早期受診勧奨、補聴器及び軟骨伝導集音器購入費助成、補聴器購入後のフォローアップを一連の事業とするものです。この事業にて、高齢者の聞こえの支援についての周知、広報を行ってまいります。

具体的な内容として、市報や市ホームページによる情報提供と、ミニデイサービス及び地域の居場所にて、高齢者の聞こえの低下と認知症予防研修会を実施いたします。研修会では、難聴が認知機能へ与える影響や、加齢による難聴の早期発見、早期受診の重要性、補聴器を使用する際の注意点などについて情報提供を行います。また、県内補聴器相談医、認定補聴器専門店、認定補聴器技能者等と連携し、補聴器購入費助成についての周知を図り、適切な補聴器の使用につながることを目指してまいります。

○金子豊美委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 答弁いただきました。

大変丁寧にフォローアップができるのではないかなと期待しております。せっかく補聴器を買っても、使わないという方が、都合悪いんだという方が結構いらっしゃるんです。聞こえない、聞こえないというの、幾つも持っているけど全然合わないとかね、そういう方も、この補助をもらう方だけでなく、そういう方にもぜひ聞こえの支援という意味で、広く高齢者に周知していただいて、皆さんで聞こえの支援をしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最後の質問に参ります。

補聴器の使用により、高齢者が認知症を抑制できるとされております。コミュニケーション低下による社会的孤立のリスクが減ってきます。早期の補聴器使用の効果で生活の質の向上を目指すためにも、非課税世帯だけではなく、課税

世帯にも補助支援を広げてはいかがでしょうか、市長にお考えをお聞きいたします。

○金子豊美委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 今泉委員からは、課税世帯にも支援を広げてはどうかというご提言をいただきました。

委員おっしゃるように、難聴による家族や友人とのコミュニケーションの取りにくさ、また、社会活動の減少による孤立は、認知機能に影響をもたらす可能性があると言われております。また、国立長寿医療研究センターの研究によれば、言語力の認知機能は、言語を用いて思考し、その内容を正確に伝える能力ということですね。これ難聴により低下しやすいとされているようでございます。しかし、補聴器の使用によって機能低下を防ぐことができる可能性があることも明らかになっております。これは委員おっしゃるとおりでございます。

今泉委員におかれましては、これらを踏まえて、課税世帯に対しても補聴器購入費の助成を広げるようご提案いただいたものと思います。

支援の対象を広げることで、より多くの高齢者の補聴器利用につながり、高齢者のコミュニケーションの改善や社会的孤立の解消、認知症リスクの軽減が期待できることは十分認識しております。ただ、限られた財源の中で、より支援が必要と思われる非課税世帯への助成をまずは優先したいと考えているところでございます。

県内では、現在七つの自治体が高齢者補聴器購入費助成を実施しております。長井市では、令和8年度が高齢者補聴器の購入の助成開始の初年度ということもあり、まずは近隣自治体の状況や事業に対する要望等々について引き続き情報収集を行い、検討を行ってまいりたいと考えております。引き続きご助言等を賜りたいと存じます。ありがとうございました。

○金子豊美委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 市長から答弁いただき

ました。

まず、市長もおっしゃるように、今年というか、初年度というか、初めての事業でございますので、要望がどのぐらいあるか、そしていろいろと聞こえの支援というのも充実して行っていただけるという課長からのお話もありましたので、様子を見ていただけてということではございますが、引き続きこの補聴器補助というのは、非課税世帯はもちろんですけども、広げていただきたいと強く思っております。補助があることで、金額もいろいろありますけども、まず補助があるということが補聴器を購入するきっかけとなりますので、その後のフォローもいろいろとしていただけるということですので、それで聞こえの支援というのは、大きく広がるんではないかと思っております。自分自身も高齢になって、ちょっと聞こえない部分があったりすると、ちょっと聞き返しなんかが出てしまって、不便だなと。本当に聞こえない人はもっと大変だろうなとつくづく感じております。ぜひ市民の聞こえの支援を広げるよう期待しておりますので、よろしく願いいたします。

質問を終わります。

○金子豊美委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これから各会計予算の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第1号 令和8年度長井市一般会計予算についての質疑

○金子豊美委員長 それでは、議案第1号 令和8年度長井市一般会計予算の1件について、歳入から順次質疑を行います。

まず、1款市税から13款使用料及び手数料に

ついて質疑を行います。一般会計予算事項別明細書では、12ページから22ページまでであります。ご質疑ございませんか。

質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、14款国庫支出金から21款市債について質疑を行います。22ページから42ページまでであります。ご質疑ございませんか。

質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、歳出の審査に入ります。

まず、1款議会費、2款総務費について質疑を行います。43ページから77ページまでであります。ご質疑ございませんか。

質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、3款民生費、4款衛生費について質疑を行います。78ページから113ページまでであります。ご質疑ございませんか。

8番、竹田陽一委員。

○8番 竹田陽一委員 4款1項1目の母子保健事業。

○金子豊美委員長 ページ数。

○8番 竹田陽一委員 すみません、102ページになりますね。

○金子豊美委員長 どなたに質問ですか。

○8番 竹田陽一委員 健康推進担当課長にお聞きします。

1か月児健康診査が来年度から新たに助成が始まるということでしたので、その狙いについてまずお尋ねをしたいと思います。

○金子豊美委員長 塚田恵美子健康推進担当課長。

○塚田恵美子健康推進担当課長 1か月児健診ですけども、おおむね生後1カ月ぐらいのときに個別医療機関で行われる健診でして、そちらのほうの健診料金を一部助成するものになります。

目的ですけども、お子さんの発育状態の確認、あと疾病の早期発見、早期治療、あとは保護者の育児不安の解消と経済的負担の軽減を図ることを目的に実施しまして、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うことを目的に実施